

【会議録】

会議名	第35回 港区景観審議会
開催日時	令和7年10月20日（月）16時00分から19時00分まで
開催場所	港区役所9階 913会議室（Microsoft Teams併用）
委員	<p>（出席者） 7名 斎藤 潮 委員 杉山 朗子 委員 長谷 高史 委員 渡邊 大志 委員 奥平 浩 委員 根岸 晴美 委員 藤井 恵介 委員</p> <p>（欠席者） 2名 矢口 哲也 委員 山崎 誠子 委員</p>
オブザーバー	教育推進部図書文化財課文化財係 学芸員
事務局	街づくり支援部長、都市計画課長、街づくり計画担当係長、委託事業者
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）歴史的建造物を守る仕組みづくりについて 　①提言書の構成のイメージ（資料1-1） 　②前回までの振り返り・区が仕組みづくりに取り組む必要性（資料1-2） 　③仕組みづくりの方針・具体的な取組や仕組みとその事例（資料1-3） 　④短期的に実現するべき仕組み（資料1-4） 　⑤中長期的な取組や仕組みに関する課題（資料1-5）</p> <p>（2）歴史的な樹木を守る仕組みづくりについて 　①提言書の構成のイメージ（資料2-1） 　②歴史的な樹木を守る既存の仕組み（資料2-2） 　③港区における歴史的な樹木を守る取組とその課題（資料2-3） 　④歴史的な樹木を守る仕組みづくりの方向性（資料2-4）</p> <p>（3）今後のスケジュールについて（資料3）</p> <p>3 閉会</p>

配付資料	資料1－1	歴史的建造物を守る仕組みの提言書の構成のイメージ
	資料1－2	前回までの振り返り・区が仕組みづくりに取り組む必要性
	資料1－3	仕組みづくりの方針・具体的な取組や仕組みとその事例
	資料1－4	短期的に実現するべき仕組み
	資料1－5	中長期的な取組や仕組みに関する課題
	資料2－1	歴史的な樹木を守る仕組みの提言書の構成のイメージ
	資料2－2	歴史的な樹木を守る既存の仕組み
	資料2－3	港区における歴史的な樹木を守る取組とその課題
	資料2－4	歴史的な樹木を守る仕組みづくりの方向性
	資料3	今後のスケジュール
	参考資料1	港区景観審議会委員名簿
	参考資料2－1	歴史的建造物所有者への景観重要建造物に関するアンケート調査結果
	参考資料2－2	都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会 中間取りまとめ（抜粋）
	参考資料2－3	歴史的風致維持向上計画 パンフレット
	参考資料2－4	千代田区 景観まちづくり重要物件等 パンフレット
	参考資料2－5	東京都選定歴史的建造物について
	参考資料3－1	歴史的な樹木の保存等に関する制度の概要
	参考資料3－2	港区保護樹木・樹林助成制度パンフレット
机上配付資料		
港区 景観計画		
港区歴史的建造物所在調査報告書 港区の歴史的建造物		

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 歴史的建造物を守る仕組みづくりについて</p>
事務局	<p>(参考資料2－1について説明)。</p> <p>①提言書の構成のイメージ（資料1－1）</p>
事務局	(資料1－1について説明)
A委員	前回この取組を港区がなぜやろうとしているかをどこかに書いた方がいいと言ったが、その答えが資料1－3の「まちが変わっているなかで歴史的建造物を守っていくことが港区らしい都市景観を目指すために必要」ということでしょうか。

事務局	そのとおりであるが、その前段でも国などの資料、景観計画、まちづくりマスター・プランの現況を捉えながら整理して方針を出している。後ほど説明する。
B委員	景観法に基づいた位置付けになるが、提言はその枠組みを離れてより広く提言できるものか。それとも景観法の枠組みの中の提言になるのか。
事務局	基本的には景観法関連が中心にはなるが、景観法の対象外となるものについても府内連携を取りながら取り組むことを想定しているため、幅広くご意見いただきたい。
B委員	提言書を区長が受け取って、その後どのように進めるかは府内で調整するということか。
事務局	そのとおりである。
C委員	区長への提言だけでなく、最終的には議会が承認しないと受け入れられないのではないか。
事務局	議会での議決までは特段必要ない。ただし、景観計画を改定する際には議会への報告が必要なため、議論の概要はその都度報告することで対応する。
②前回までの振り返り・区が仕組みづくりに取り組む必要性（資料1－2）	
事務局	(資料1－2について説明)
D委員	参考資料2－2は、国土交通省が作成しているものか。
事務局	そのとおりである。
B委員	なぜ古いものを残さなければならないか、貴重だからというのが多いが、そういうものがなくなったらどんな景観が現れるかを想像すると恐ろしい感じがする。そういう意味で、歴史的建造物を保全する必要性は比較的よく書かれている。植物、樹木についても、なぜ長い時間が経過したものを見守るか、説明の仕方や表現も含めて、今後ご意見いただきたい。
③仕組みづくりの方針・具体的な取組や仕組みとその事例（資料1－3）	
事務局	(資料1－3について説明)
G委員	歴史的風致維持向上計画は城跡があるまちが対象になるが、東京都は千代田区にしか城跡がない。港区は海から陸につながる地形が面白い。地形によっ

てまちの使い方、開発、進展が異なる。京都府と東京都は地形が異なる。歴史的な開発状況で東京都らしさ、その中の港区らしさがある。寺町が多く、縄文遺跡は台地の上から周りのまちの景観がよく見える。建築物だけでなく、地形、歴史、建築物などを構造として捉えて分類することで、観光プランなども立てられるのではないか。通常の城下町の考え方では、港区に当てはまらない。独自の港区の良さを背景にしながら検討する必要がある。公園が多く、増上寺もその周辺を含めて門前町として広がっている。一本一本の樹木にとどまらず、緑地形成、庭などもとらえて検討することも考えられる。

B委員

区民アンケートでも建物だけでなく、広く捉えて残してほしいものが出てくるかもしれない。アンケート実施の際にも、設計の工夫の余地が必要である。

事務局

昔から続いている景観、変化する景観など、それぞれ人によって感じ方が異なる。来年度実施するアンケートは建造物所有者に対するものであり、ご意見いただいたものとは趣旨が異なるが、港区における歴史的なものあり方についての掘り起こしも今後検討したい。

D委員

他自治体の事例でP4の松本市が紹介されている。松本市のヘリテージマネージャーはどのように機能しているか。京都市の調査も、もともと歴史的建造物の保存に関わっている民間の人が多いという背景もある。港区でも機能しうるのか。

事務局

ここで紹介しているのはあくまでも中長期的な事例であり、すべてが今すぐ港区でできるかどうかという観点で紹介していない点はご了解願いたい。東京都にも建築士会があり、ヘリテージマネージャーの会はある。今十分なものがないからできないというものではなく、歴史的建造物を調査しながらこういった民間の建築家やヘリテージマネージャーの実務レベルを上げていくという取組等、さまざまなやり方もある。例えば、大館市では歴史的風致維持向上計画を策定する時の歴史的建造物の調査において、文化庁の補助金を使いながら、ヘリテージマネージャーを育成するような事例もある。もちろん歴史的建造物の学識経験者の方にも関わってもらうのが理想的であるが、今後中長期的に取組みを考える中で、多様な選択肢があることを資料では示している。

D委員

可能性があるということで承知した。しかし現実的にやれないところもある。先駆的にやるところは、ずっとそういう団体に教育がなされていた背景がある。いきなり2、3年でやるのは大変と認識している。

事務局

これは2、3年の話ではなく、10年など長期で考える取組としての例示である。歴史的建造物の保存・活用の取組みの実現には概して時間がかかる。短期的な仕組みには、より簡略的で実現可能な方法を検討しており、それは後程紹介する。

D委員

港区の調査は、教育委員会で非常勤の人材があつて調査できた部分がある。ヘリテージマネージャーが同じことをやるのは大変ではないか。図書文化財課で優秀な研究者を雇う必要が出てくる。人の家に入って聞き取り調査するなど、危険な作業もあるのでそう簡単ではない。

E委員

調査とそれ以降の話が切れているように聞こえる。提言の立て付けもそうかもしれない。「制度が先にあってこのパターンに当てはまる」という構造になっていて違和感がある。平成24年の調査報告をみると、6割の人は歴史的建造物を残したがっているが、それ以外の約4割はどうするか。そのうちの半分は残す意欲はあるが、自力では難しいので、金銭と権利をどのように与えるかという点である。残りの半分は、意識改革が必要である。その2つをどうするかの構造になると認識している。

「困難」と回答している約20%の人に対しては、残したいけど金銭的に難しい場合、どれくらい金銭的補助が必要か。歴史的建造物がなくなってしまっても一部保存されている事例について、機能が残っていればよしとするとなると、残した程度によって与えられる金銭的インセンティブも異なってくると思う。「保存したくない」「その他」などの約20%の人に対しては、保存活動、普及啓発などの取組を行う。これら4割の人は対象者も分かっていて、港区の規模なら一つ一つまわることも可能である。その前提で組み立てないと空論になる可能性がある。

図書文化財課

「港区の歴史的建造物」の作成は前任者が担当し、私はそれ以降の20年間の実務を担当してきた。報告書の作成に当たっては、歴史的建造物候補として全数800棟以上のものがあり、そのうち報告書には150件程度が掲載されている。これはいつでも外から見えるものや、所有者が報告書に載せてよいと同意が得られているものに限定されているため、実際にはそれ以上の歴史的建造物がある。オーナーが変わったり、権利関係が複雑で載せられなかったりしたものもある。

区内の建物がどのような状況かについては、ある程度は把握しているので、都市計画課が今後調査を行うに当たり、どう連携していくかが課題であると思う。調査とその後のつながりを考えた時、調査は大きなきっかけとなる。調査する時にも、所有者からは土地・建物を購入したいと考えている不動産屋ではないかと警戒されることもある。変に所有者に保存を持ちかけると、厄介なことになったと感じた所有者がいきなり壊すことがないようにすることが重要である。

その時に、行政の窓口が2つあると相談がしにくくなり困ることになる。うまく一本化された制度ができるといい。また、修復段階で補助を受ける代わりに、ヘリテージマネージャー等の歴史的建造物に詳しい建築家の関与を義務付け、歴史的建造物として正しく残すようにすることも考えられる。ただし、今回は文化財の保存とは異なるので、ある程度保存のランクを分けて、対応を変えることも想定できる。

地域性があるという意見があったが、地域の特色を残し、多様性を守る面でも歴史的建造物を残す意義はある。保存のランクを意識した上で、古いものを正しく古い状態で残すことができ、さらに所有者に相談窓口が分かるように、制度を整備した方がいい。

活用については、図書文化財課でも東京建築祭に今年から参加し、新旧の建築を問わず、建築好きを増やしていく取組を推進している。来年度以降の参加についても主催者と検討している。観光促進は考えておらず、静かに残したいという所有者の建物もあるので、所有者と情報共有し、意向を確認しながら良い方向に進めていきたい。

B委員

部分保存も保存と認められるかどうかについては、前回の会議でそういう情報があれば教えてほしいとのリクエストへの回答であり、それを港区でどう受け取るかはこれから議論になる。資料1-1のP11、地区別の特徴についても確認している。それにヘリテージマネージャーがついて顔なじみになるといいが、そこまでするには相当時間がかかるので大変である。しかしそれくらいのきめ細かな対応でないと痛感した。地区ごとの分類できめ細かな情報収集、信頼関係を構築していく必要がある。

D委員

部分保存は文化財保存ではなく、景観行政としての話である。文化財は指定すると永久に残すことが前提である。そうでないものは、延命措置のように、10年は残すようにすることもできる。木造建築は保存状態が弱く、長く持たないため、保存に特にお金がかかる。逆を言うと文化財は長く持ちそうなものを指定している。鉄筋コンクリートは今後どうなるか分からないからあまり文化財にはしていない。今回の議論では文化財的な永久保存ではなく10から20年ぐらいの縛りで保存を検討する方がやりやすいのではないか。

C委員

文化財と歴史的建造物の違いは非常に難しい問題だと思う。また、なぜ歴史的建造物を残すかについて、「調和した景観形成」、「うるおいのあるまちなみ」のキーワードだけでは腑に落ちない。都市計画やマスターplanに対して地域ごとの景観形成がどのように対応できるか、その中で歴史的建造物をどのように位置付けるか、相関関係を示すことも重要である。図書文化財課で港区の文化財めぐりのチラシを作成しているとあるが、チラシが他の自治体のパンフレットからみて、どのレベルにあるか確認することで、図書文化財課との連携もできるのではないか。

事務局

文化財と景観は切り離せない関係にあるが、今回の検討では最終的には景観に帰着するようにしたい。景観法の目的や基本理念を踏まえ、良好な景観を目指して歴史的建造物について審議している。海辺、崖、地形、緑なども育てるが、喫緊の課題として歴史を引き継いできたものが滅失するかもしれないという課題がある。良好な景観を維持するために所有者の意識をより高めて、区もしっかり支えて支援する打ち立てが必要である。良好な景観とは何かは今後議論していきたい。

F委員	自分の身近なところで考えると、路面電車の線路跡が思い浮かぶ。港区の芝浦の倉庫街を走っていた都電の線路が埋まっているところを十数年前に見たが、最近それが個人のYouTubeで取り上げられており、思い出して見に行ったら線路跡がまだ残っていた。誰かが情報を上げることで表に出てくることがある。身近な歴史的なものも拾えるとよいのではないかと思った。
B委員	なぜ昔の軌道がまだ見えることに人はしみじみとしているか。貴重だから、ノスタルジーで片づけられる問題等、色々な視点がある。観光目線で降り組むのか、住む人目線で取り組むのかによっても守るべき景観の方向性も変わる。この点について、今後も景観審議会で議論を重ねていきたい。建物だけが歴史ではないことも念頭におく必要がある。
事務局	一般的に、現在の歴史的建造物の保存の議論の中には対象として構造物等も入っている。建物だけでなく、その時代の開発を表現するものを含めるので、その点は幅広いものを対象とする意図は変わりがないのでご安心いただきたい。建造物だけにとどまらない、景観を構成する歴史的な資源を対象とする方向性である。 歴まち計画についての補足であるが、歴まち計画は城址がないとできないということではない。参考資料のパンフレットはあくまで例示であり、地域の歴史として何を残すかを議論して国に対して証明できれば歴まち計画は作ることが可能である。テクニカルな話をして重要文化財の有無が計画策定に影響するが、それだけに留まらず、歴史的な在り方はまちによって異なるということは前提になっている。歴史的な資源を発掘する面では幅広い目線で見ていくことが重要であり、歴まち計画はその手段としても活用可能である。
E委員	今の説明は分かりやすかった。調査対象が歴史的建造物だけでなく、構造物や地形を含めた建物の在り方に広がる可能性はあるか。
事務局	短期的な調査としては難しいが、提言としていただいた後、可能なものから、景観の視点から徐々に検討対象を広げることは可能と考える。
E委員	それでよい。重要な景観資源として歴史的建造物がある建付けが最初に分かると腑に落ちる。
事務局	<欠席委員からの意見紹介> 1点目) 歴史的建造物の調査は実際にやると大変であり、調査対象を誰が判断するかについても検討が必要である。 2点目) 所有者が個人か法人かによっても、用意するメニューが変わり、特に住宅系を残すケースが難しいと思う。 3点目) 近代建築で所有者が残したいと思っているものを使いたい人等につなぐ仕組みづくりも参考になる。

4点目) 港区で歴史的風致維持向上計画をやるイメージがわからなかったが、やろうと思えばできるものなのかなという質問に対し、区の回答としては、国交省に相談したところ、特に否定はなかったが、計画策定に必要な人員の確保や文化財課との連携等、庁内で体制を整えないといけないという指摘を受けている。

A委員 せっかく調査するなら、その時点で所有者にアプローチをした方がいい。調査があって保存の考え方を検討するのではなく、調査を通じて区の考え方を伝えて、保存に興味ない人には意識醸成などのコミュニケーションを取るなど、まとめてアプローチすることが効率的である。

B委員 調査を実施する際には区民に情報提供して知ってもらい、区民の心の準備ができるようにする必要もありそうだ。

④短期的に実現するべき仕組み（資料1－4）

事務局 (資料1－4について説明)

C委員 千代田区、東京都の仕組みには感心した。これらの制度がたたき台になって、港区の制度も検討していくのか。

事務局 検討の参考にしている。千代田区にはヒアリングも実施し、港区としてできる取組を検討していく。

D委員 千代田区、東京都の仕組みを踏まえながら、港区案がよくできていると感じた。歴史的建造物は修理すると建築基準法に引っかかるから、木造建築の場合はまるごと変えなければいけなくなり、景観維持ができなくなるので、建築基準法の適用除外を仕組みに組み込んだ方がいい。

事務局 建築基準法の適用除外については検討する予定だが、都市計画課だけでなく建築関係の部署との調整も必要であり、すぐには実施することが難しいので、中長期の取組に関連して、課題として入れている。

E委員 補助金の補助率1／2になっているが、東京都の指定と区の指定を両方受けすることは可能か。

事務局 千代田区は重複での補助金活用を認めている。その他の補助金についても、ある補助金は文化財の修理の設計部分、他の補助金は工事費の補助でそれ活用することもあり得る。

E委員 1／2の所有者負担を軽減できる可能性が出てくるといい。実際には所有者負担が大きいので進まないという点には配慮できるとよい。

図書文化財課	これから築 50 年のマンションというものが増えてくると思うが、そういう普通の建物も歴史的建造物として認めるのか、その判断基準が気になる。修理に補助金だけ使いたいというような利用は、区としては困るのでは。
D 委員	最終的には、景観審議会の中の専門部会が審査するので、何を対象とするかという問題は内規として決めていくことになると思う。
事務局	マンションのような区分所有建物はそもそも所有者同意が難しいので、このような制度利用に持ち込むことが難しいとは思うが、最近はビンテージマンションのようなものもあり、景観上有益であれば歴史的建造物の対象として対象になる可能性もあるかもしれない。いずれにしろ、対象の整理は今後気をつけて検討する必要がある。
B 委員	この制度の対象となるかどうかはまだ分からぬが、リノベーションによって魅力が出る建物もある。
図書文化財課	文化財は対象がはっきりするが、景観では何か芯となる方針を作つておかないと、補助金目当ての事例が出てくる恐れがある。
事務局	<p><欠席委員からの意見紹介></p> <p>1 点目) 既存制度として景観計画の中に景観重要建造物・重要樹木があるが、さらに独自の制度を使わなければいけない理由は何かという質問があった。景観重要建造物・樹木は国の景観法に規定された制度であり、自治体独自の運用ができないため、独自の制度の創設を検討していると回答している。</p> <p>2 点目) 港区は水関係や高低差による石関係が残っているので、それを生かした独自の視点であるといい。</p> <p>3 点目) 再開発関連でデベロッパーに対しても有効な方策があるとよいという意見があった。区は保存活用の枠組みの中で、歴史的建造物の保存を含む再開発事例等をまとめることも考えており、デベロッパー向けの情報発信も検討していると回答している。</p>
⑤中長期的な取組や仕組みに関する課題（資料 1 – 5）	
事務局	(資料 1 – 5 について説明)
B 委員	庁内連携がうまくいくことが重要であると思う。
D 委員	千代田区で 40~50 件の事例があるが、港区ではどれくらいの数を目標にしているのか。それによって調査の規模も変わってくる。40~50 件の規模なら簡単な調査で済むかもしれない。

図書文化財課	前回の調査では、近現代建築物はあまり対象とはなっていなかった。
G委員	窓内連携は本当に難しいか。窓口の一元化はあるが、現時点での部署とどのような点で連携するイメージなのかを示してもらえるとわかりやすい。どのような窓口が必要で、区民が行ける窓口はどこか、どういう体制にするかなど、概略でもいいので、より具体的なイメージを持って検討したらよいのではないか。
事務局	事例レベルで次回までに検討する。
	(2) 歴史的な樹木を守る仕組みづくりについて
	①提言書の構成のイメージ（資料2－1）
事務局	（資料2－1について説明）
	質疑なし
	②歴史的な樹木を守る既存の仕組み（資料2－2）
事務局	（資料2－2について説明）
D委員	景観重要樹木の指定がない理由はあるか。
事務局	建造物と同様、規制的な制度であり、補助金がないことが影響していると推測している。
	③港区における歴史的な樹木を守る取組とその課題（資料2－3）
事務局	（資料2－3について説明）
A委員	区民の感覚からすると、保護樹木が多い印象を受ける。ダイアグラムのうち、景観重要樹木であって、保護樹木から漏れている木がどの程度あるのか。制度としては保護樹木でほぼカバーできているのではないか。そうなると、この議論自体が不要になってしまいのではないか。
事務局	景観重要樹木になりうるが、保護樹木にはなっていないものが、現状では把握できていない。景観的に重要な歴史的な樹木を、歴史的建造物と同様に、景観を形成する大事な地域資源として捉えたい。また、保護樹木は民家の中の木も対象であるため、景観的には対象にならないものも多いと思われる。
A委員	先にそういうものが本当にあるかどうか確認しないと、無駄な議論になる。両者は条例も担当も異なるので、保護樹木の制度を拡充する方が容易ではな

	いか。
事務局	港区の保護樹木制度では、横須賀市のような学校樹木といった公共の樹木は対象となっていないが、新しい制度では公共のものも対象とすることを検討したい。
A委員	そうであれば、そこに対象を絞って制度を検討すべきで、そうでないとここから先の議論は空論になってしまうことを危惧する。
B委員	「景観重要樹木ではなく、保護樹木に新たに指定すれば済む話ではないか。」ということであるが、例えば聖徳記念絵画館前のいちょう並木は、何か指定を受けた樹木になっているか。
事務局	一本一本の木とはカテゴリーは違うが、港区の景観計画の景観重要公共施設に位置づけられている。
B委員	生物としての樹木保護か、景観としての樹木かの2種類がある。樹木の背景、後ろにある建物など、どういうものとセットになって景観を形成しているか。生物としての樹木保護としてではなく、景観としての樹木保護を区がどう考えるかを検討したい。
事務局	景観計画の中では、生物的・学術的に価値の高い樹木か否かに関わらず、景観上の特徴を有する樹木を、景観重要樹木として広く指定している。広く意味合いを捉えて考える中で、保護樹木のうちより特徴を有するものを、景観重要樹木に指定するような道筋もあると思う。保護樹木と景観法上の制度は目的や趣旨が異なるため、これらが一致することはないが、それぞれがどのようなものかと言われると、さらに整理しないといけないと思う。
B委員	議論の対象となる樹木については、考え方を整理した方がいい。
事務局	区民景観セレクションでは、樹木単体ではなく、一定の景観を形成しているものも選ばれているので、次回イメージできるものを整理して提示する。
G委員	景観とまちとの関わりもある。マンションの緑地でどういう木を植えるか等、景観的にはそういうものも考慮すべきである。保護樹木の中には、生垣があり緑地帯のように続くものも該当するようだが、それよりも小規模でも景観的によいものもある。保護樹木の考え方と景観的に優れているものとは異なるので、景観的には小規模のものも評価してあげた方がいい。保護樹木は選定基準が生垣の場合は長さ20m以上というものがあるが、門構えの脇の両側にある生垣で5m程度のものが個人住宅のケースではあります。門構えのあるまちというような考え方もあり、100年残すことは難しくても、景観上残してほしいものである。所有者側も残そうとしているケースもあり、建物は

	建て替えるも門構えだけを残す考え方もある。保護樹木だと生物として著しい損傷なく、自然樹形になっているとの考え方になるが、門構えは自然樹形ではないので対象になれない。マンション、学校などでの景観に貢献する樹木の保全を支える仕組みが必要である。現時点では補助金も、生垣だと10,000円しかないなど、金額が少なすぎる。事例紹介や可能性なども含めて、樹木、樹林、生垣に対する考え方をもう少し検討してもらいたい。初期に制度を創設して全然変わってない自治体が多いが、緑を重視する時代になった現在、見直す良い機会になっている。
F委員	保護樹林が735本指定されているが、申請したらほとんどが認定されるのか。
事務局	所有者からの申請に基づき、職員の現地調査を通して基準を満たしていれば指定されるため、ほとんどが指定されていると理解している。
B委員	庭園の樹木は対象にならないか。
事務局	なるべく自然に育ったものを対象としている。
B委員	保護樹木との違いを整理してほしい。
A委員	並木は対象になっていないが、土地面積200m ² 基準の制約によるものなのか。
事務局	街路樹は公共所有のため、保護樹木制度の対象外となっている。
D委員	公共所有も対象にしないと、公共が自由に切る恐れがあるのではないか。
事務局	まずは学校樹木から取り組むことなども考えたい。
B委員	並木は道路管理者がいるから難しいところがある。
A委員	議事④にも関わるが、選定基準の考え方、拾うべきなのに漏れているものは何かを明確にする必要がある。
	④歴史的な樹木を守る仕組みづくりの方向性（資料2-4）
事務局	(資料2-4について説明)
B委員	公共所有の樹木に補助金は出せるのか。
事務局	公共所有のものに補助金は出せないとと思う。
G委員	「歴史的」の基準は何年か。樹種によっては、若い木でも大木になることも

	あると思う。
事務局	「歴史的」ということから、景観的に重要であっても、若い木は対象外になる。何年のものを対象とするのかということは、今後検討が必要かと思う。
G委員	30年でもいいのか、50年なのか、100年なのか、などいろいろ考えられると思う。
事務局	横須賀市の事例では、近隣の方も含めて、引き継いできた歴史がある樹木を対象にしているところが特徴的である。その意味合いも含めて、今後どうするか議論したい。
図書文化財課	文化財における天然記念物であれば、木にまつわるストーリーがあると、若くても指定することは可能である（例えば、震災の一本松、戦災の銀杏など）。文化財の視点から今回の議論を見ると、何を守ろうとしているかがぼやけているところがあるので難しいところがあるが、景観的な視点でどうするかを改めて決めておくと、審査もしやすくなる。
A委員	道路上のけやき並木を仮に景観重要樹木にする場合、どのような手続が必要なのか。
事務局	道路管理者との調整が必要である。横須賀市でも、施設所有者側との調整が同様に必要と聞いている。
A委員	区が歴史的な樹木を守るという意味では、所有者や管理者により区別するのではなく、樹木の景観上の重要性で判断すべきである。
図書文化財課	区の登録文化財制度は、公共でも民間でも所有者による区別は行っておらず、だれからも申請を受け付けることができ、図書文化財課から対象となる課にアプローチもできる。
事務局	横須賀市のヒアリングでは、古い樹木の保存は景観の面と安全性の面で利害が相反するために、進めるのが難しいという課題が見られた。老朽化した樹木が折れて、落下して人に当たると困るので、道路管理者としては安全面から伐採したいという声もあり、調整が難しいと聞いている。
D委員	古い樹木は手当が必要になるからそれなりにインセンティブを出さないと管理できない。府中市にあるけやき並木は何メートルもあり、何年か経つと落ちるので早めに切る必要があると聞いている。
B委員	樹木医による管理も必要になる。

事務局	延命、安全管理を両方兼ねて、区では3年に一度、老朽化した木を樹木医に診断してもらっている。
事務局	<p><欠席委員からの意見紹介></p> <p>1点目) 歴史的な建造物とは違って、樹木は生ものであることに留意が必要である。</p> <p>2点目) 保護樹木に指定されるものは一般的に大木であり、景観上重要な樹木は大木でない場合もある。</p> <p>3点目) 熱海市のお宮の松は市の保護樹木であるが、実際には3、4代目の松で、植え替えられている。歴史における樹木の意義も考える必要がある。</p> <p>4点目) 歴史的建造物に建築の専門家が入っているのと同様に、樹木についても樹木の専門家に入る必要がある。</p> <p>5点目) 自らが設計する案件では、竣工後に所有者に緑地の取扱説明書を渡す。指南書や指導書を作成して指定を受けた人に渡すようなことも考えられる。</p>
	<p><欠席委員からの意見紹介></p> <p>1点目) 公有地の樹木を積極的に指定するなど、具体的な制度活用のイメージがあるかの確認があり、区としては公共所有の樹木、例えば学校の木を積極的に指定することも考えられると回答している。</p> <p>2点目) 数が集まらないと、仕組みを運用することが難しい。誰が制度を使うかをイメージした方がいい。</p> <p>3点目) 並木道はどのような位置付けになるのかという質問に対し、横須賀市の制度では群としての考え方もある。群として価値があるものも想定したいと回答している。</p> <p>4点目) 海外では「アーバンフォーレスト政策」というまちの樹木をデータベース化して管理している事例（豪州のメルボルン）があるので参考にできる。</p>
	(3) 今後のスケジュールについて（資料3）
事務局	(資料3について説明)
B委員	短期的な取組の一部は景観計画に盛り込まれるのか。
事務局	そのとおりである。
G委員	第36回景観審議会の日時を再度確認させてほしい。
事務局	2026年1月14日（水）9:30-12:00に実施予定である。
3 閉会	